

公益財団法人 公益法人協会 第59回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和2年9月25日(金) 15時～17時10分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール2号館8階「スカイホール」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(会場出席) 太田達男、片山正夫、鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、
長沼良行、橋本大二郎、渡邊 肇
(オンライン出席)、高宮洋一、田中 皓、早瀬 昇、蓑 康久、山岡義典
(欠席) 浦上節子、岸本幸子、堀田 力
(監事出席) 谷村 啓(会場出席) (監事欠席)中田ちず子、平川純子

5 議 題

決議事項

第1号議案「創立50周年事業及びその資金調達」の件

第2号議案「団体保険業務に係る変更認定申請」の件

報告事項

- ① 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」中間とりまとめと当協会意見等の経過
- ② 公益通報者保護法の改正をめぐる状況
- ③ 令和3年度税制改正要望
- ④ 新型コロナウイルスの感染防止と当協会の対応状況
- ⑤ マスコミ懇談会の開催
- ⑥ 「東アジア市民社会フォーラム」の開催動向
- ⑦ 法人管理
- ⑧ 財務の状況
- ⑨ 2020年6月以降の職務執行の状況
- ⑩ その他報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインによる出席を含めて理事総数15名のうち12名がすでに着席しており、欠席予定は3名であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事とし、議案の審議に移った。

○決議事項

第1号議案「創立50周年記念事業及びその資金調達」の件

理事長及び副理事長、長沼理事より、次の議案説明があった。説明によると第56回理事会（3月4日開催）にて創立50周年記念事業の実施が決議され、続く第57回理事会（6月8日開催）にて募金計画を含め具体的な案を提出したが、特に「公益調査研究委員会（仮称）」のあり方や募金について多くの意見が示されたため継続審議となったものであり、改めて本理事会において、同事業の構成、資金調達等について審議いただくものである。事業は、①記念シンポジウムの開催、②記念出版の発行、③協会50周年史の発行の3つから構成される。

I 記念シンポジウム（鈴木副理事長）

同シンポジウムのテーマ案を「公益法人・一般法人の存在意義を考える一活動の永続化をはかるために必要な基礎体力の増強・維持」とした。昨年の今頃より協会内で議論したが、例えば、公益法人の事業のIT化をどう考えるか、公益法人の国際化をどう考えるか、また、公益法人の基礎体力を図る、等いくつかの意見を得た。たまたま今年の1、2月頃からコロナの問題が発生し始め、それがいまだに収束しない現在、公益法人の基礎体力強化を図るというテーマがますます重要性を帯び、結論的にはこれをテーマとしたいと考えた。当然、コロナについてはどうすることもできない問題であるが、それ以前に、財務三基準、収支相償をクリアするため公益目的事業で黒字を出すことができず、そのため適切な内部留保（遊休財産）を保有することができない公益法人は、コロナのような問題が起こるとすぐに大きな影響を受け、特に公益財団法人の場合は、期末の純資産の額が300万円を2期続けて割り込むと一般法人法の規定により解散、といった重大な問題が生じてしまう。また、財団の財務面の脆弱さ、収益力の無さとも絡むが、人的資源を集めることが難しく、現在ある非営利法人のなかで自らの能力を高める、あるいはお互いの能力を交換することも必要ではないかと考え、財務と人材を強化することが必要だと考えている。具体的には、6つのセッションを企画し、公益法人制度改正要望の現状と対応、公益法人とガバナンス改革、公益法人の活動と広報といった内容を中心にした。費用は当初より少し抑え予算450万円を見込み、資金調達は寄附金を募集し対応したい。

II 記念出版の発行（雨宮理事長）

当協会の創立者であり初代理事長である渡邊昌夫氏の遺志を継ぐものとして、『公益法人・一般法人の理論と実務』を、創立50周年を記念して発行したい。執筆は雨宮理事長のほか、学者・研究者・実務家のご支援も仰ぎたい。単なる解説本ではなく、公益法人の自律的で創造的な活動の推進に資するもの、また公益法人の運営の一助となる情報を提供できるものを目指し、公益法人の歴史・沿革のほか、特に2008年の制度改革の背景・経緯に関して言及する。また、一般法人法、公益認定法の実務上の問題点や、会計・税制、財務に関連する課題・問題点にも触れる。関係資料として、判例、英米の公益法人制度、改正公益信託法、その

他有識者会議資料等アーカイブなども添えたいと考えている。費用は予算300万円を見込み、資金調達は助成財団への助成申請及び寄附金募集により対応したい。

Ⅲ 協会50年史の発行（長沼理事）

本年史の基本コンセプトとしては、8年前に発行した40周年史において、設立からの40年を子細にまとめたので、50年史では、40年史後の10年をまとめる体裁としたい。構成は、40年史と同様に、①公益法人の歴史を主旋律とし、②当協会の歴史を通奏低音とする2部構成とし、1部でこの10年の公益法人界全体の歴史を、2部で当協会の歴史を編年体でまとめ、合計170頁ほどを考えている。刊行は2020年10月を予定。実施体制としては、執筆のを担当を、理事長の特別委嘱事項として太田会長にお願いしたい。費用は予算250万円を見込み、資金調達は寄附金募集により対応したい。

続いて、寄附募集要項について説明があった。まず目標金額については、当初企図していた「公益調査研究委員会」の設置運営を今回見送ったので、その分の1,000万円を除き、計1,000万としたい。3月の理事会では目標を3,000万円、6月の理事会では2,000万円としてきたので、都合3分の1に縮小したことになる。募金の使途は、50周年記念事業の3事業の活動に充てる。募金開始の時期は、2021年度予算からいただくとすると、法人の機関決定の時期に合わせ、今年の10月からという結論になった。また、ご寄附は当協会の寄附金取扱規程における一般寄附金として受け入れる。これは年史発行が法人管理としての事業になるので、50%以上を公益目的事業に使用することとしている、一般寄附金の扱いとしたいと考えたためである。

第1号議案について、次の意見及び質疑応答があった。

（橋本理事）記念出版の際の助成は、どのようなところを想定しているのか。

（雨宮理事長）どこを想定している、というのはないが、助成財団のいくつかにはお願いできるのではと思っている。

（太田理事）3つの事業そのものは意味のあるものであるし実施には賛成であるが、全体的に考えて実際にシンポジウムを2022年に予定し、出版も実際に出来上がるのが同じ頃、50年史も同様であるとする、寄附をいただく法人の事業年度の問題もあるが、2年先となると早いのではないかという気がする。もう少し具体的なものが決まってからでも遅くはないのではないか。また、特に出版について、無料で配るものではなく定価をつけるものについて寄附金を募るのはそぐわないのではないか。助成金がぴったりである。『英国チャリティーその変容と日本への示唆』の出版の時も、あまり売れる本ではないからと出版社から買い取り請求があった。200部か300部か。それに見合う金額をある助成財団から出版助成を受けた。学問的成果に対して支援していただくところがあり、助成していただいた。新しい『理論と実務』を出したいという気持ちは尊重するが、これは寄附金から外して、助成金から頂戴するとしたらどうか。シンポジウムの募集は時期的に早いのではないか。いろいろな人がコロナで大変な状況にある。皆が困っている人への支援活動に努めている、このような時に当協会の50周年を祝うための寄附金をもらうというのはどうだろうか。内容・予算をもう少し固めてからにすべきではないか。

(鈴木副理事長) 時期については、来年実際に集めるということになると、各法人の予算を立てるのは今年度である。来年度では遅い。泥縄式に募金をしたり、依頼を後回しにするのではなく、事前に広報して集められるという体制にするには今年度からやるのが良いと考えている。逆に募金開始時期を延ばすというが、いつにしたらよいか。コロナの状況は誰にも分からない。やるという意味表明が大切である。本については最終的にどのような形になるかまだ分からないが、公益法人協会自身が出版するというを考えている。『英国チャリティー…』は出版社が買い取り、出版社のリスクにおいて出版したので、意味合いが違う。公益法人協会の事業として行うものであるから、寄附金を募集しておかしくない。今からこのようなことを言うのはいけないが、そう大して売れる性質の書籍ではないので、助成だけで賄えるとは思っていない。合わせて二本立てで、と考えている。

(太田理事) 自社出版となれば、定価をつけて売のだからある程度お金が入ってくる。それがおそらく赤字であるからそこに寄附をして欲しいというのはどうなのか。収益事業をやって赤字だから寄附をもらうのは普通の状態ではおかしい。助成金なら大いにあり得る。寄附金ではなく助成金でやって欲しい。それだけの意義も説得力もあると思うので、一財団で全部というのは難しいなら、マッチングでお願いしてみてもと思う。また、事業年度の関係で、来年いただくすると今からやらないと間に合わないと仰るが、非常に多額の寄附を幾つか少数の財団なり公益法人からもらおうと思っておられるのか、それとも広く浅くからもらおうと思っておられるのか。予算や事業計画に載せていなくても、代表理事の権限で出せる金額ではないか。いくらくらいでないと、予算に計上しないと出せないものなのか。広く個人も含めて、公益法人等をお願いするとすると、事業年度のことは気にされる必要はないのではないか。今の時点で、コロナで本当に困っているこの時期に、この事業をやる意義があるとは言え、ここでファンレイジングをやるのは積然としないものがある。

(鈴木副理事長) 個人からももちろん集めるわけだが前倒しでやって悪いという理由は何もない。コロナだからとシュリンクすることはない。2年後の見通しを立ててお願いする。2年のうちのどこかの時点で寄附をいただけたら良い話である。突然直前になってやるとお金が集まらず、リスクが高い。出版の形態については、過去の『理論と実務』も公益法人協会が発行しており、助成金でもらうとなると寄附するという話につながる。寄附を集めて本を作成しオウンリスクで出版するというに意味を見出しており、助成だけでやる必要はない。

(片山理事) シンポジウムについては、公益法人の世界の中だけに終始するのではなく、他のセクターとのつながりを強調できるセッションを設けるとか、50周年は大きな節目なので、もう少し広がりを持った形でやるのはどうか。これができるのは、この3つの事業のうちシンポジウムだけだと思う。予算もプロモーションのコストを見て、今までの通常のシンポジウムを越えた範囲に情報を発信できるような形のものにするのはどうか。

(雨宮理事長) 素晴らしいご意見だと思う。本当にコロナで疲弊している公益法人がたくさんあるので、それも含めて、公益法人はこういうものだという広報にも力を入れ、非営利・公益法人界全体に広がりを持たせた方が良いと思う。コロナ禍が収束していなければ、200人も集められる状況になっているかどうかは分からないが、大変良いご示唆をいただきありがたい。

(菘理事) 内容について異議はないが、資金調達面で、助成財団の場合、寄附はなかなかやりにくい。できれば全体を含めて助成、寄附、特別会費など、資金調達について弾力的にしていただければありがたい。

(雨宮理事長) 寄附でなくてはだめだという話ではないので、資金調達は弾力的に集めることはできると思う。

(鈴木副理事長) 資料の寄附申込書別紙3のとおり、寄附を集めるが協賛、という形もある。財団の場合は協賛という形も多い。寄附という名称にはこだわっていない。いろいろな形でお願いできればと考えている。

(渡邊理事) 片山理事のご発言と重なるが、広がりがあるということを含めて今の時点で2年経った時にもしかすると全部答えが出てしまっているとか、2年前はこうだったよね、今からこれを、寄附との絡みで、どの程度素案とか叩き台とか、何らかの案がないと進めないという意味でご提示いただいていると思うが、どの程度流動的にしておいた方が良いのか悩ましい。質問だが、50年という時間がフィックスしているということがある一方、記念誌や記念出版の事情から言えば50年の節目だからよいが、太田理事のご発言もそうだが、必要だからやる、皆の役に立つからやる、ということと50年がハーモナイズするからできるのであって、50年だからやるんですよ、という話にはならないので、そのタイミングの流動性、1年経ったら51年目だからやらないのか、50年目は少し難しいから柔軟に考えて51年目だけ記念でやるんだとか、難しい選択を要求されている時代だと思う。議論が拡散する方向の話にはなってしまうが、そのようなことを感じている。

(高宮理事) 最初に3,000万円、2,000万円、1,000万円・・・と状況を踏まえて、ある意味、脇を締めた形で企画されている。先が見えにくい状況の中で、そうそう大きくされないのは今の時期としては良いのではと思うし、よく考えて企画されていると思う。時期の問題もあるが、今からこのような話をしていかないと、特に助成を期待していくとなれば、当然ながら財団の方々をお願いするのに必要なタイミングということもよく分かる。概ねこのような形で進めていかれ、前向きなご意見を生かして詰めていかれるのが良いと思う。しかしながら、3,000万円から1,000万円にしたとはいっても、具体的なイメージをある程度固めていくことが大切ではないか。大手の助成財団、個人寄附、また企業の賛助など、それぞれどの程度イメージされているのか。

(鈴木副理事長) 過去に30周年、40周年の時の寄附実績はあるのでそれをベースに考えている。しかしながらコロナの影響で過去の延長線上でつくることができないので、過去の実績と現状の経済情勢を踏まえながら決めたい。また、今回特に個人の方か

らいただくことを考えたい。コロナの危機の時に今まで集まらなかった個人からの寄附がごまんと集まったというのは大げさだが、われわれの活動をしっかりと示すことによって「ぜひ助けてあげたいな」と思う気持ちを起こさせるように個人の寄附をお願いしたいと考えている。

(高宮理事) ほぼイメージがあって1,000万円は頑張っって何とかいこう、いけるというような目途を立てておられるという理解でよいか。

(鈴木副理事長) 当然そう考えている。

(高宮理事) 特に個人にという話があったが、公法協の応援団はみな寄附をしようという大いに思っているだろうし、自分もその一人だが、そのようになるような雰囲気を作っていくことを頑張っていたきたい。

(早瀬理事) 書籍発行の寄附は、たとえば『寄付白書』などで先例がある。『寄付白書』は有料で発行している。ただし、『寄付白書』ならではの話かも知れない。また、有料発行物の助成は、今、編集を進めている『ボランティア・NPO・市民活動年表』の改訂版では実現している。ただしこれは、助成時の条件として、内容の一部をオンラインで公開するなどの配慮をしている。なお、『年表』については、もちろんのことだが、発行・編集経費の明細を示し、編集に多額の経費が必要で、販売収入だけで賄えないことを示したことで実現した。(オンラインのチャットにて)

(雨宮理事長) いろいろな事例の紹介に感謝する。多様な方法があるならば、それを採用することも考えたい。

(田中理事) 計画全体は大分スリム化されているが、特にシンポジウムについてはもう少し中身を詰めたものが提示されると良いと感じる。ところで、先の理事会での提案にあった学会構想は今回全くなくなっているが、これは別扱いで検討されるのか。

(鈴木副理事長) 今回は取り上げていないが、構想としては捨てるということはありません。日本の公益法人界に全く欠けているのがシンクタンク機能である。これを何らかの形で実現しなければ公益法人界の未来はないと思っている。学会という形が誤解されて流布しているが、シンクタンク的に研究できる機関ができればよい話であり、その考え方や資金調達についてはさらに模索していきたいと考えている。

(山岡理事) 高宮理事、田中理事のご意見に全く同感である。この時期における記念事業としてはこの3つをきちんとやっていくことが良いと思う。おそらく学会の支援については今後も出てくると思うが、何も50年の時期に関係なく、本当に必要に応じて準備をしながら必要な支援、学術振興のための支援は側面的に応援して行けばよいと思う。記念事業としてやるのはこの3つで十分である。時期から言うところのレベルの計画で早く公表された方がよいと思う。記念シンポジウムは2022年開催予定であるから費用が発生するのも遅いが、記念出版は出版・編集活動そのものを一つの学術的なフォーラムの積み重ねのような形でやろうとすると2年分は必ず時間的にも必要であるから、早めに何らかの形で初年度分だけでも最初にとりあえず手当てし、2年に分けて募るという方法もあるだろう。50年史についても事務局は相当準備を始められるだろうから、記念事業ⅡとⅢは2年目に出来上がったときにお金

を集めるのではなく、スタートする段階で一定額を集め、2年度に分けて寄附金を募集する、ということでも良いのではないかと。戦略的にそれぞれ違うと思うので、シンポジウムは比較的助成になじみやすいかも知れないが、出版2点は助成と寄附の住み分けとか、3つそれぞれ違うと思うので、計画や予定を早めに公開し、初年度にこれくらい、2年目にこれくらいと枠を考えて、寄附だけでなく助成も含めた形での協力依頼が良いと思う。今の時点でこの計画は非常によく練れたものだと思う。特に記念出版については出版過程において、一つの学術的な活動が行われているというイメージが出てくれば良いなと思っている。

(雨宮理事長) ご意見に御礼を申し上げる。研究会形式にして、若手の先生を引っ張り込み勉強していただく方法も可能かと考えている。

(橋本理事) 個人寄附をなるべく集める、ということはぜひやっていただけたら良いと思う。シンポジウムの場合、個人寄付を集め、寄附していただいた方にできるだけ参加していただき、こうした活動についてのご理解いただくのが良いと思う。一般の方を運動に巻き込んでいく形のシンポジウムにして、参加料ではないが寄附をいただいで来ていただくという形ができれば良いのではないかと感じる。出版物は、リスクを負って発行していく必要があるのかなと個人的には思った。理事長が中心になり若手研究者を集めてということであるなら、そういうことをきちんと表明し、助成を集められるということの基本におやりになられてはどうか。赤字を埋めるのが寄附でという太田理事のご発言もそうだなと思うが、シンポジウムは広く一般の方に活動を理解していただく、出版は学術的・専門性をもって我々が公的な役割を果たすという主旨を踏まえながら、財源の集め方を考えたらどうかと思う。

(早瀬理事) 寄附は目的限定型(ドナーチョイス)の方が集まりやすい場合がある。最終的には執行部で判断されたい。

(太田理事) 寄附になじむもの、助成金になじむもの、きっちり打ち上げて周知すべきもの、シンポジウムのように様子を見てからというもの、いろいろある。別紙2の寄附申込書を見るとすべて一緒になって寄附を求めるという形になっているが、山岡理事の発言にもあったが、今年度はこのような形でとか、ステップバイステップにしていくやり方も検討してはどうか。出版はできるだけ助成で賄っていくのがよいのでは。いただける確度は高いと思う。ぜひ工夫をしていただきたい。

審議の結果、50周年事業については、出席者全員の賛同をいただいた。ただしもう少し精査も必要という意見もあり、この点について詳細は執行部にお任せいただきたいということになった。

第2号議案「団体保険業務に係る変更認定申請」の件

長沼理事より、次の議案説明があった。説明によると、当協会では、2012年に役員賠償責任保険の団体保険制度を設置し、募集を開始した。この保険は、役員等が受けるかもしれない訴訟リスクに備えて、安心して法人運営に取り組めるようにということを企図し、しかも低額の保険料で提供するということが主眼である。初年度は

加入件数が5件と少なかったので、法人管理として実施してきたが、2018年の立入検査で、変更届か変更認定申請するよう指摘があり、2019年度から部内で検討を重ねていた。コロナの影響を受け、今年5月以降、行政庁とようやく折衝を始めたところ、立入検査の時には変更届か変更認定申請かどちらかという話だったが、この保険業務は規模にしても扱い高からも「事業」に該当するものであり、「公益目的事業」「収益事業」「その他事業」のどの事業に位置付けるのか法人内で決め、変更認定申請を行って認定を受ける必要があるとのことだった。この事業では集金手数料等の収益は発生していないこともあり、今回は公益目的事業として整理して、変更認定申請をしたい。加入件数は年々増加し、現在は300件、年間の契約保険料は合計3,800万円ほどとなっている。変更内容としては、公益目的事業2（能力開発・支援事業）の名称を変更し、（能力開発及び経営・運営支援事業）とし、また構成事業である相談室、セミナー、機関誌、情報公開支援（共同サイト）の後に5つ目として「安定的法人運営確保のための団体保険制度の普及・促進・実施」を追加したい。

第2号議案について、次の意見及び質疑応答があった。

（高宮理事）正しい形の整備をしていくべきだと思っている。一方、団体保険制度に加入したいから会員になるという法人もかねてよりあると聞いている。体制を作って力を入れる必要があると思う。こういうことをやることによって、非営利法人界の中間支援団体としてインフラを作っていくという点での役割を果たしていくことができると思うので、事業として収益にはならないが大いに結構なことだと思うので力を入れてやっていくべきだろうと思う。業界内では別の団体でもやっていると聞きそちらの動きも睨みながらやっていく必要があると思うが、公益法人界における募集の体制の中でわが公益法人協会がどのような状況になっているのか、また対抗組織をどう把握しているのか。

（鈴木副理事長）我々が保険事業をやっているのではなく、会員に対しグループ保険として取りまとめを行っているだけである。それが公益法人の経営者に対し、運営や経営の支援になるということで始めたものである。専任の派遣職員を置いてしっかり管理し、募集から入金、保険会社への送金等々遺漏なくやっている。

（高宮理事）もう一つの団体が、活発に成果を広げていると聞いているが情報はるか。

（鈴木副理事長）まずグループ保険をやる保険会社の方の問題がある。我々は損保ジャパン日本興亜が引受会社であるが、もう一方は東京海上と聞いている。D&O保険については料率や付保の範囲が保険会社によって違うので、保険に入る法人は、私どもとライバル社との料金、付保の範囲を比較してお入りになっていると理解している。ただグループ保険という性格上、加入にはグループの一員でなくてはならないわけで、保険に加入するために会員になる法人も一部にある。

（高宮理事）よく理解した。

（養理事）公益法人協会の定款で定める『公益目的事業』（定款第4条）は非常に幅が広いので定款上の問題はないと思うが、（念のため）公益目的事業2に『支援及び能

力開発事業』とあるが、定款を変える必要はないか。
(雨宮理事長) 当協会としてはその必要はないと考えており、その前提で話を進めている。
外国人が理事になるような場合には、就任の前提となる必要条件であると聞いている。制度上にも、外国では法律の中に法人の費用で保険に入ることができるかと定めているところもある。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下①～⑩の項目につき、担当執行理事より報告があった。

① 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」中間とりまとめと当協会意見等の経過(鈴木副理事長)

報告によると、「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」は、第5回(4月2日開催)以降、新型コロナウイルスのため一時停止となっていたが、6月29日に第6回が開催され再開し、第9回(8月31日)まで開催されている。このうち、第8回(8月5日開催)で中間とりまとめ(素案)が出され、これに対して、当協会は法制・コンプライアンス委員会および一部民間法制・税制調査会での検討を経て意見書を作成し、各方面に公開した。その後、第9回(8月31日開催)において、中間とりまとめ(案)が出され、実際にパブリックコメントにかけるのは9月末、場合によっては10月と聞いていたところ、9月15日に意見募集が始まってしまった。裏の事情は不明であるが菅内閣が成立し北村大臣から西村大臣への交代予定に伴い急ぎ開始されたものであったかと推測される。当協会としては中間とりまとめ(案)に対し意見書を用意していたところであったが、これは幻の意見書になってしまった。しかしながら、「中間取りまとめ(素案)」から「取りまとめ(案)」に至るには我々の意見書の相当程度が取り入れられていると感じている。今後、どのような意見を言ったらよいか、法制・コンプライアンス委員会を10月1日に開催し議論する予定だが、問題のある提案には反対し、評価に値するものについてはその旨を明確化するような文章でパブリックコメントを出していきたいと考えている。具体的には、提言内容のうち「役員や社員・評議員における多様な視点の確保」については評価しがたい。一方、「透明性の確保の推進」や「法人による自主的な取り組みの促進・支援」については評価したいと考えている。パブリックコメントの回答期限は10月14日であり、ご意見があればぜひお寄せいただきたい。

② 公益通報者保護法の改正をめぐる状況(鈴木副理事長)

報告によると、公益通報者保護法の改正は、6月8日に成立し6月12日に公布された。施行は2年以内とされ、現在のところ令和4年4月1日の見込みとされている。公益通報者保護法は、公益のための内部通報を行った従業員等に不利益が生じないことを目的として2008年に施行された法律だが、今回の改正の主眼は、①一定規模以上の法人に対して公益通報窓口の設置など体制の整備を義務づけるとともに、②通報者保護の強化、

③保護対象や通報先の拡大等とされている。これら改正は大幅なものであるが、公益通報というものは現実に内部を裏切るような場面も想定され、綺麗ごとで済むものではないので、実際の適用場面ではいろいろなことがあり得る。当協会では当初、公益通報者保護に関する規程を少し改定すれば新法に対応できるかと考え、6月の理事会ではそのようにご報告したが新法では新しい問題も取り上げられており、今回はその検討が必要で規程の改定の提案ができないので、1年ほど延長し、令和3年度中に改正案を提案したい。また、法律改正のPRや勉強が必要であり、オール公益法人向けに周知徹底した方がよいと考えたので、説明会の開催を企画した。10月22日に、消費者庁の企画官を招き説明会を予定している。

次の質疑応答があった。

(太田理事) 内閣府の有識者懇談会で意見が出ているが、一般法人法及び公益認定法を実際に改正するつもりなのか。

(鈴木副理事長) 具体的な方法までは、今のところ言い切っていない。

(太田理事) 中間取りまとめ案への提言は、採用に関してほとんどが×と△である。向こうが法律の改正を強行してくると、相当厳しい戦いが必要になってくるかと思う。

(鈴木副理事長) この「有識者会議」は、当時の北村大臣の私的諮問機関であり、法制審とはグレードが違う。法制審の答申ですらすぐ立法に至ってはいないので、どこまで本気でやるのか予断の限りではない。当初は勢いがあったが、現時点ではどうか分からないと思っている。

③ 令和3年度税制改正要望(長沼理事)

報告によると、昨年度との違いとして、Ⅰの5項目とⅡの5項目、合わせて10項目は数の上で前年同様だが、ⅠとⅡの順番を入れ替えた。すなわちコロナ感染症のパンデミックということもあり、大規模災害等、天災発生時における指定寄附金設置の制度化ということを中心に打ち出したものである。今年度はさらに、「その他」として、2項目追加した。「1災害等、天災に備えるための積立金の柔軟な対応」もコロナ感染症拡大の影響を受けたものであるが、特に文化芸術活動分野の法人は事業収入の面で大打撃を受け、運営資金不足に陥った法人が続出した。これは収支相償規制、遊休財産制限により不測の事態に備えた内部留保を確保できなかったことにその一因があったことを指摘する声があり、この声を受けて、制度改正要望として従来当協会が言い続けてきたことではあるが、「不測の事態に備え、法人が安定的に事業活動を継続することができるよう、いわゆる収支相償規制の撤廃や遊休財産規制の緩和を行うこと」を盛り込んだ。もう1点は、定点アンケートで表れてきたことであるが、消費税に関するインボイス制度における問題提起である。特に公益社団法人であるシルバー人材センター(事業者)に多いようだが、仕事をしてもらう社員がほぼ全員免税事業者になるので、消費税計算の際に仕入れ控除が認められず、その分の金額を事業者が負担しなければならなくなる。このように取引先が免税事業者となる法人にとっては

税負担が増加するケースも想定されるため、特段の配慮をお願いした。この2点を盛り込んだものである。本要望書は、8月7日に内閣府に提出するとともに、自民、公明、立憲民主党、国民民主党の担当部署へ送付した。今年はコロナもあり手渡しはしなかった。なお、各省庁の税制改正要望は例年8月には出揃うが、今年はまだ出ていない。また、立憲民主、国民（当時）などの共同会派から9月4日の政府与野党連絡協議会で、要望Ⅲ—1については盛り込んでもらった、とのことである。

④ 新型コロナウイルスの感染防止と当協会の対応状況(長沼理事)

報告によると、相談室は電話相談が中心。セミナーは6月以降順次再開し、WEBセミナーも導入。広報では、「新型コロナウイルス感染症関連記事集」を発行した。コロナ禍において機関運営、事業実施について悩まれている法人が多く連載している記事集をまとめたものである。要望活動としては、東京都の感染拡大防止協力金に関して日本共産党東京都議会議員団へ陳情を行ったが、これには会員の(公財)梅若会も一緒に動いた。他に、税制改正に関する要望も行った。協会内では、時差出勤・在宅勤務を継続中である。

⑤ マスコミ懇談会の開催(雨宮理事長)

報告によると10月12日、港区の仏教伝道センタービルで昨年が続いてマスコミ懇談会を開催する。報道関係者、当協会理事、監事等が出席し、内閣府の公益法人ガバナンス強化に関する有識者会議の動向、その中間とりまとめ、パブリックコメント、当協会の意見等、また、新型コロナウイルス感染症拡大の公益法人の活動への影響等について報告し、意見交換を行う予定である。

⑥ 「東アジア市民社会フォーラム」の開催動向(雨宮理事長)

報告によると、同フォーラムは日中韓の持ち回りで開催され、通算11回目に当たる今回は「ポストコロナ—Social Change Prediction and the Role of Civil Society」と題し、11月20日(金)の午前、韓国にて開催予定。今回は、コロナウイルス感染拡大により日本側・中国側参加者はオンライン参加の予定である。

⑦ 法人管理(鈴木副理事長)

報告によると、4月から9月までの2020年度上期入退会はプラスマイナスゼロである。今年度の事業計画では純増40件を目指しているが、厳しい状況である。入会よりもむしろ退会が深刻であり、その理由として「サービスを利用しない」、「メリットがない」のほか、コロナの影響で財務面の問題、経費削減をするため退会する、というものが目立つ。コロナは如何ともしがたいが、メリット感がないということについては、鋭意、会員メリットをより強調すべく、講演会など会員イベントを企画したり、コロナの関連記事付録を付けたりして会員の方々の便宜に供しているところであり、10月～12月においても付録を企画し、会員でよかったと思ってもらえるような、有益なものを提供したい。また、内

部管理面では上期、パワハラ、残業等の問題は報告されていない。なお、テレワークを試験的に採用しているが、在宅勤務時の就業時間を制限したため、残業代の支払いが一律カットされる形になるがそのことは労働基準法上問題がないか、精神的なケアの必要はないかなど、下期においてテレワークの実施要領を策定していきたい。また、公益通報者保護法が再来年の施行後にどう対応するか、その実体の調査や規程の改定も必要である。

⑧ 財務の状況(鈴木副理事長)

報告によると、予算比で好調なのは受取会費 63.4%だが、これは上期に前倒しに入ってくるのでいつもと同様である。達成率が低いのは出版事業 31.7%、セミナー事業 26.4%である。受取寄附金については 66.4%と個人の方から相当寄附をいただいておりますこの場を借りて御礼申し上げたい。全体の状況はセミナー事業について9月の実績見込みが2,600万円。月別で見ると6月に盛り返し、7・8月と水準を維持しているため6月時点で懸念したよりは大幅にプラスになっている。年間を通すと5,800万円の収益見込みであり、予算が7,800万円なので2,000万円ショートしているが、セミナー事業がよく頑張ってくれていると思う。受取一般寄附金は上期で236万円とあるが、監査法人・会計事務所から40万円、その他個人(従業員含めた関係者)から24万円、ご寄附をいただいた。評議員会での小西評議員からの発言も寄与していることと思うが、下期については予測の限りではないが個人の方の寄附が増えているのは非常にありがたい。

また、当期経常増減をみると、上期は1,300万円弱のプラス、下期は2,100万円の赤字であるから、年間通しては800万円~900万円の赤字で推移するのかもしれないと思う。当初の年度計画では、収支トントンということだったので、この赤字は非常に大きな数字ではあるが、6月時点で予想していたほど、深刻な状況にはならないのではないかとというのが現在の予測である。事業体の存続危機の目安となる現預金の予測は、9月末が5,100万円、6月時点では相当減ると予測していたが、当初の予測より増えており、3月末で2,900万円である。6月時点では1,700万円くらいの予想で1ヶ月分の事業費があるかどうかくらいだったが、このとおりに推移すれば大きな危機は一応回避している、そのように感じている。

⑨ その他報告

上記⑧までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)及び公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)及び「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が鈴木副理事長及び長沼理事であった。

また、長沼理事から、次回理事会の開催(12月14日、仏教伝道センター)について議題とともに案内があった。

最後に下記の質疑応答があった。

(太田理事) 公益信託法の改正案に関して、来年の通常国会には提出するよう運動してもらえないか。公益信託の案件が法制審議会で審議されたのは、公益法人協会がアドボカシー活動を行った成果である。ぜひ法案にもっていくことを、公益法人協会として取り組んでいただけないか。

(雨宮理事長) 公益法人協会の仕事として取り組んでいるが実現はなかなか難しい。法務省の方がいらしてお話を聞きたいとのことだったので対応しているが、今すぐに運動体ということは予定していない。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和2年9月25日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治 (鈴木勝治)

監 事 谷村 啓 (谷村啓)